

## 標準様式第2号(第8条関係)

### 葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務委託に係る提案募集要項

葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり提案書を募集いたします。

## 記

### 1 業務目的

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業は、葛飾区の製造事業者が製造した優れた製品・部品、巧みな技術（以下「製品等」という。）を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定するものである。現在、認定製品等を持つ事業者（以下「葛飾ブランド認定事業者」という。）は、その優れた製品等を持っていても、その良さや強みを最大限に活かしたプロモーション活動が充分でなく、製品等の売り上げにつながりにくいという課題がある。そのため、本事業を通して、葛飾ブランド認定事業者が、自社にとって有効的な製品等の売り出し方や販売促進に繋がるプロモーション手法を身に付けることができるように区が支援することによって、各葛飾ブランド認定事業者の製品等の認知度の向上、販売促進による事業者の利益向上や経営の効率化を目指すとともに、葛飾ブランドに認定される製品等の良さや葛飾ブランド全体の認知度も高め、区内産業の活性化を図る。

### 2 業務内容

- (1) 管理業務
- (2) 葛飾ブランド認定企業全体へのプロモーション支援に係る業務
- (3) 葛飾ブランド認定企業（個社）へのプロモーション支援に係る業務
- (4) プロモーション実践支援業務の効果検証
- (5) 年間業務実施報告

詳細は、別紙「葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務委託提案依頼書」を参照すること。

### 3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 提案限度価格

7,158,250円(消費税10%込み)

### 5 参加資格

- (1) 葛飾区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

でないこと。

- (3) 葛飾区契約事務規則(昭和 39 年 3 月 30 日規則第 7 号)に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準(平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 339 号区長決裁)に基づく指名停止(指名保留)期間中でないこと。
- (4) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 全ての税について滞納がないこと。
- (6) 令和元年度以降に自治体や中小企業のプロモーション支援事業に自社で携わった実績があり、履行完了していること。

## 6 参加受付

### (1) 受付期間

令和 7 年 1 月 14 日(火)午前 9 時～令和 7 年 2 月 3 日(月)午後 5 時まで (必着)

※平日(祝日を除く月曜日から金曜日)午前 9 時から午後 5 時まで

### (2) 提出書類

- ① 参加申込書(様式 1)
- ② 業務実績一覧(様式 2)
- ③ 配置予定者経歴書(様式 3)
- ④ 参加資格確認表(様式 4)

※本様式に記載する実績については、令和元年度以降で既に完了しているものを記載すること。

※当該実績業務の契約書の写し及び実績が証明できる書類を添付すること。

※実績業務は、申込者が受注・完了した案件に限るものとする。

(申込者の関係会社が受注した業務実績は申込者の実績とは認めない。)

### (3) 提出先

東京都葛飾区青戸七丁目 2 番 1 号 テクノプラザかつしか 2 階

葛飾区産業観光部商工振興課工業振興係

※提出は持参、送付いずれも可とする。

※持参の場合は、提出する前日までに「15 提出先・問い合わせ先」に記載の区担当者あてに電話し、必ず持参時間を予約したうえで、土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前 9 時から午後 5 時までに持参すること。なお事前連絡なく持ち込まれたものについては受け付けない。

※送付の場合は、配達記録が残るものとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。

## 7 一次審査(書類審査)

### (1) 書類審査の実施

提出された「6 参加受付(2)」の書類について次の審査基準により審査し、二次審査(プレゼンテーション)参加者を得点上位 3 者程度までに選定する。

一次審査の結果については、令和 7 年 2 月 5 日(水)までに電子メールで通知する。

## (2) 審査基準

評価項目	評価の視点
業務実績	事業者として本委託業務を遂行する十分な能力や経験を有しているか
実施体制	配置予定者について、本業務を遂行する上で必要な経験を有しているか。
	本委託業務を円滑に進められる体制が構築されているか。

## 8 提案書等の提出

二次審査の参加決定通知を受けたものは、以下により書類を提出すること。

### (1) 受付期間

令和7年2月6日(木)午前9時～令和7年2月25日(火)午後5時(必着)

※平日(祝日を除く月曜日から金曜日)午前9時から午後5時まで

### (2) 提出書類

#### ① 提案書 正本

A4判縦、横書き両面印刷とし、表紙を含めて20頁以内とすること。また提案内容は別紙提案依頼書の各項目順に対応する形で記載すること。

正本は1通提出し、電子データファイル(PDF形式により電子媒体に保存したもの)でも提出すること。

#### ② 提案書 副本(社名及び製品名の表示がないもの)

A4判縦、横書き両面印刷とし、表紙を含めて20頁以内とすること。また提案内容は別紙提案依頼書の各項目順に対応する形で記載すること。

副本は10通提出し、電子データファイル(PDF形式により電子媒体に保存したもの)でも提出すること。

### (3) 提案内容

詳細は、別紙「葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務委託提案依頼書」を参照すること。

### (4) 提出先

東京都葛飾区青戸七丁目2番1号 テクノプラザかつしか2階

葛飾区産業観光部商工振興課工業振興係

※持参、送付いずれも可とする。

※持参の場合は、提出する前日までに「15 提出先・問い合わせ先」に記載の区担当者あてに電話し、必ず持参時間を予約したうえで、土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時までに持参すること。なお、事前連絡なく持ち込まれたものについては受け付けない。

※送付の場合は配達記録が残るものとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。

## (5) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、本区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

## 9 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

提案書の作成等に関する質問は、電子メールで行うこと（電子メールアドレス：[051300@city.katsushika.lg.jp](mailto:051300@city.katsushika.lg.jp)）。質問内容は、質問書(様式5)に記載の上、メールに添付することとし、メールのタイトル及び添付ファイル名のいずれも「葛飾ブランド質問・法人名」とすること。

### (2) 受付期間

令和7年2月6日(木)午前9時～令和7年2月13日(木)午後5時(時間厳守)

### (3) 回答方法

質問事項の回答は、全提案者に令和7年2月18日(火)までに電子メールで通知する。

### (4) その他

電話での質問は応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせをする。

## 10 二次審査（プレゼンテーション）

### (1) プレゼンテーション等の実施

提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーション実施会場、日時及び実施方法等の詳細については、令和7年2月28日(金)までに電子メールで通知する。プレゼンテーションにあたっては、本業務委託に従事する予定の者が説明を行うこと。

#### ① プレゼンテーション実施日(予定)

令和7年3月6日(木)

#### ② プレゼンテーション実施場所(予定)

テクノプラザかつしか

#### ③ プレゼンテーション審査への遅刻・不参加の場合は失格とする。

#### ④ 持ち時間は準備時間5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分の35分以内とする。

#### ⑤ プレゼンテーションにおけるプロジェクター等機材の使用は認めない。

#### ⑥ プレゼンテーションは提出された提案書に基づいて行うものとする。新たな資料を提示した場合は失格とする。

#### ⑦ プレゼンテーションにあたっては、本業務に従事する担当者が説明を行うこと。

### (2) ヒアリング等の内容の情報公開

ヒアリング等の内容の公開・非公開については、提案者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。

## 1 1 最優秀提案者の決定等

- (1) 選定委員会において、提案の評価などを総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをした上で、選定委員会の合議により最優秀提案者を決定する。
- (3) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書、又は電子メールにて通知する。
- (4) 選定経過及び結果(最優秀提案者・優秀提案者名、採点結果等を含む。)については、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載等により公表する。
- (5) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

## 1 2 最優秀提案者の決定時期

令和7年3月14日(金)頃

## 1 3 契約の締結等

- (1) 葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務の契約については、最優秀提案者と締結する。
- (2) 契約時期は、令和7年4月1日(火)を予定。
- (3) 最優秀提案者が辞退又は特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、1 1 (2) で順位付けをした優秀提案者の順に契約交渉をする。

## 1 4 その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は、返却しない。
- (5) 区は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととする。
- (6) 提出書類については、情報公開の対象となる。ただし、提案書等明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とする。
- (7) 提出された提案書の公開・非公開については、提案書の提出者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等において、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。
- (8) 提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (9) 本契約に係る契約締結は、令和7年第1回定例区議会において審議される令和7年度予算の成立をその条件とする。

## 1 5 提出先・問い合わせ先

葛飾区産業観光部商工振興課 (担当) 中島・渡邊

〒125-0062 葛飾区青戸七丁目2番1号

電話: 03(3838)5587(直通) e-mail:051300@city.katsushika.lg.jp

## 葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務委託提案依頼書

葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務に関する委託事業者を選定するため、下記の内容について提案を求めます。

## 記

## 第1 提案依頼概要

## 1 業務名

葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務

## 2 業務目的

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業は、葛飾区の製造事業者が製造した優れた製品・部品、巧みな技術（以下「製品等」という。）を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定するものである。現在、認定製品等を持つ事業者（以下「葛飾ブランド認定事業者」という。）は、その優れた製品等を持っていても、その良さや強みを最大限に活かしたプロモーション活動が充分でなく、製品等の売り上げにつながりにくいという課題がある。そのため、本事業を通して、葛飾ブランド認定事業者が、自社にとって有効的な製品等の売り出し方や販売促進に繋がるプロモーション手法を身に付けることができるように区が支援することによって、各葛飾ブランド認定事業者の製品等の認知度の向上、販売促進による事業者の利益向上や経営の効率化を目指すとともに、葛飾ブランドに認定される製品等の良さや葛飾ブランド全体の認知度も高め、区内産業の活性化を図る。

## 3 葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業の課題

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業では、以下のことが課題となっている。

- ・葛飾ブランド「葛飾町工場物語」の認定を受けても、認定製品等の付加価値となるだけの認知度がないため、認定による効果が見込みにくい。
- ・葛飾ブランド「葛飾町工場物語」には、部品や技術で認定を受けた製品等が多く、製造以外のPR等を得意としていない事業者が多い。また、少人数の事業者も多く、効果的なPRの手法や販路開拓の方法の確立に時間をかける余裕がない。
- ・区内製造事業者はものづくりの観点にはこだわりがあり、良い製品を作り出すことができるが、販売に結び付ける戦略的な手法を持ち合わせておらず、販路拡大に結び付けられていない。
- ・製品等のPRを行っているが単発で終わってしまうことが多く、継続的なPRの実施や事業者のPRにもつながる戦略の立案ができていない。

## 4 実施する業務内容

### (1) 管理業務

業務の実施方針の策定や、各会議での資料作成、内容報告を行う。

(ア) 葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務の年間実施方針の策定業務についての年間実施方針を策定し、年度当初に提出すること。

(イ) 業務内容について協議する事務局定例会の運営に係る業務区と行う月1回の事務局定例会に参加すること。

(ウ) 葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定業務等の委託業者との連携

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定業務、展示会・販売会等イベントの運営を担っている葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業業務委託事業者（以下「認定業務事業者」という。）があり、その認定業務事業者のノウハウを本業務に活かすために定期的なミーティングや連携を行うこと。

※参考として令和6年度葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業業務委託仕様書を添付する。

### (2) 葛飾ブランド認定事業者全体へのプロモーション支援に係る業務

(ア) 葛飾ブランド認定事業者全体を対象とした支援を行う。

葛飾ブランド認定事業者全体を対象として、製品等販路拡大のためのプロモーションに関する基礎知識の習得及び自社プロモーション手法の参考になるセミナー等の学習活動を年1回以上実施すること。1回目は少なくとも令和7年5月末までに実施すること。その際に伴走支援に参加することによる効果などの説明を行うこと。

また、上記以外に年間を通じて葛飾ブランド認定事業者が受けられる支援策を行うこと。

※令和6年度12月末現在の葛飾ブランド認定事業者数は97社である。

### (3) 葛飾ブランド認定事業者（個社）へのプロモーション支援に係る業務

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で、プロモーションの伴走支援を希望する個々の葛飾ブランド認定事業者5社程度に対し、プロモーション支援を実施すること。（受付は5月末までとする。）また、(1)(ウ)記載の既存事業を参考に、葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業業務委託事業者と連携を行い、6月1日以降に具体的な事業を実施できるようにすること。

プロモーション支援については、プレスリリース及びSNSによる宣伝等を通じて認定製品等をPRすると共に、認定事業者が動画の作成を通じたプロモーション方法を習得できるような支援を実施すること。

なお、伴走支援を行う事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、葛飾ブランド認定事業者の中で支援を希望する事業者の中から、委託事業者が行う分析を参考として、区が選定するものとする。

(ア) 支援希望事業者に対する支援効果の分析

伴走支援を希望する事業者が伴走支援を行った場合に得られる効果を分析し、区に提出すること。

(イ) 支援対象事業者への訪問・ヒアリングによる調査、戦略の立案

支援対象事業者への訪問・ヒアリングにより、認定製品等の販売促進のためのプロモーションの総合的な戦略立案を行うこと。その際に、葛飾ブランド「葛飾町工場物語」の宣伝要素を必ず取り入れること。また、策定した戦略は区に対しても提出し、説明を行うこと。

(ウ) 認定製品等のプロモーション実施

支援対象事業者と策定した戦略に基づきプロモーション支援を実施すること。プレスリリースの作成及び配信、SNSによる宣伝の手法、動画を用いた宣伝の他に、その他効果的だと思う内容を提案すること。

少なくとも3回以上プロモーションリリースを実施し、そのうち1回は動画を用いた内容を実施すること。作成する動画については1分程度の長さで委託事業者のスマートフォンを用いて撮影するものとし、撮影・編集作業まで本委託に含むものとする。作成した動画を使用や管理する権利は支援対象企業に帰属するものとする。また、動画作成の際は支援期間終了後も支援対象事業者が自社で実践できるように作成方法をレクチャーすること。

(エ) 支援対象事業者への伴走支援

支援対象事業者に伴走してプロモーション支援を行うこと。その際に、支援対象事業者が有する認定製品・技術に対して支援期間終了後も自立してプロモーションできる手法を習得できるものとする。

(4) プロモーション実践支援業務の効果検証

各種プロモーション支援実施後の事業実施効果について検証・分析を行い、区及び支援対象事業者へのフィードバックや今後の事業の改善となる要素を加えた報告書を作成すること。

(5) 年間業務実施報告

年度末までに報告書を電子データファイル一式と紙ベースで作成すること。紙ベースは本報告書を3部程度、概要版は20部程度作成すること。

5 提案依頼内容

提案書の作成にあたっては任意様式とするが、下記項目番号順に対応するかたちで具体的に作成すること。

(1) 管理業務

以下の各項目について提案すること。

(ア) 業務の年間実施方針

(イ) 認定業務事業者との連携方針

- (2) 葛飾ブランド認定事業者全体へのプロモーション支援に係る業務
  - (ア) 全体へのプロモーション支援内容
- (3) 葛飾ブランド認定事業者（個社）へのプロモーション支援に係る業務
  - (ア) 支援希望事業者に対する支援効果の分析方法
  - (イ) 上記分析方法を踏まえた支援対象事業者への訪問・ヒアリングによる調査、戦略の立案方針
  - (ウ) 認定製品等のプロモーション実施方針及び具体案
  - (エ) 支援対象事業者への伴走支援方針及び具体案
  - (オ) その他効果的な事業PR方法の具体案
- (4) プロモーション支援業務の効果検証
 

プロモーション実践支援業務の効果測定及び分析方法について、区及び支援対象事業者へのフィードバック及び本業務の改善に繋がる効果測定手法・分析方法について提案すること。
- (5) その他
 

上記の他、葛飾ブランド認定事業者プロモーション実践支援業務に効果的な企画内容を提案すること。
- (6) 見積書
 

経費の内訳を明示すること。

## 第2 審査評価基準

### 1 1次審査

1次審査（書類審査）では提出した「実績票（様式2）」「配置予定者経歴書（様式3）」について以下の項目に基づき審査する。

評価項目	評価の視点
業務実績	事業者として本委託業務を遂行する十分な能力や経験を有しているか
実施体制	配置予定者について、本業務を遂行する上で必要な経験を有しているか。
	本委託業務を円滑に進められる体制が構築されているか。

## 2 2次審査

2次審査（プレゼンテーション）では主に次の評価指標を中心として総合的に審査する。

評価項目	評価の視点
管理業務	業務実施計画に実現性・具体性があるか
	認定業務委託事業者との連携により、葛飾ブランド認定事業者へのPR効果の向上が期待できるか
葛飾ブランド認定事業者全体へのプロモーション支援に係る業務	プロモーションに関する基礎的な知識の習得や自社のプロモーション活動方針の確立に効果的な内容になっているか
葛飾ブランド認定事業者（個社）へのプロモーション支援に係る業務	支援希望事業者に対する支援効果の分析手法は、具体的で、認定事業者への効果を十分分析できる手法か
	プロモーション戦略方針は以下の内容を反映しているか ・多くの選択肢を提示して、事業者が実現でき、効果的な結果を得られるような戦略提案を行っているか ・専門的な知見を活用した戦略の策定か ・支援対象事業者のプロモーションを通して、認定製品と共に事業者価値や葛飾ブランドの認知度が高まるような内容か
	プレスリリース、SNSによる宣伝、動画の作成等に対する考え方は、効果的な内容になっているか
	伴走支援の方針及び具体案は、認定事業者がプロモーション方法を習得し、支援後も継続してその手法によるプロモーション活動ができる内容になっているか
プロモーション支援業務の効果検証	プロモーション実施効果の測定手法・分析方法は、支援対象事業者へのフィードバック及び本業務の改善に繋がるものになっているか
その他	上記評価項目以外で、特別に加算に値する有効な提案があったか

## 仕 様 書

### 1 件名

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業に係る業務委託

### 2 目的

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業は、区内事業者が製造した優れた製品・部品、巧みな技術を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定するものである。認定企業の製造背景やエピソードをストーリー性豊かに漫画で紹介し、製品の価値向上や販路拡大に寄与することを目的としている。

### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 業務内容

受注者は葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業において、各スケジュールの進捗管理を行うこと。また、会議・イベント等の運営においても、事業実施にあたり進行に支障がないように、主体となって関係者との調整を行うこと。

#### (1) 葛飾ブランド事業運営業務

##### ア 事業実施計画等の作成

事業実施計画書及び年間スケジュールの案を作成し、契約締結後10営業日以内に提出すること。

##### イ 定例会の開催

月に1回、東京商工会議所葛飾支部、葛飾区及び受注者で構成する葛飾ブランド事務局（以下、ブランド事務局という。）内での定例会を開催すること。ただし、イベントなどの前後は、必要に応じて複数回開催すること。なお、開催の5営業日前までに打ち合わせの議題を提出し、終了後5営業日以内に議事録を作成し、提出すること。

##### ウ 葛飾ブランド推進協議会の運営

事業方針策定と事業管理を行う推進協議会を年度内に2回程度実施すること。

- (ア) 推進協議会開催の5営業日前までに協議検討資料の作成をすること。また、当日は資料を印刷して準備すること。
- (イ) 会議運営と議事内容の説明をすること。
- (ウ) 推進協議会后5営業日以内に議事録を作成し提出すること。

(エ) 推進協議会に欠席した委員へ当日資料及び議事録を送付すること。

エ 葛飾ブランド認定企業及び未認定企業に対するフォローアップ

(ア) 認定企業及び認定企業間の今後の事業展開等を見据えたサポートをすること。

(イ) 認定企業の求めに応じて、関係機関を紹介すること。

(ウ) 未認定企業に対して、葛飾ブランド認定に向けたサポートをすること。

(2) 葛飾ブランド認定審査業務

ア 認定候補製品・技術の募集

葛飾ブランド認定募集促進チラシ及び事業PRチラシ等を作成し、葛飾ブランド未認定企業へ個別にアプローチをかけること。なお、新規認定候補となる区内企業を8社程度選定し、資料調査等を行った上で応募を促すこと。

イ 認定候補製品・技術の調査

葛飾ブランドの候補となる製品・技術の応募受付終了後、応募事業者の調査を行うこと。

(ア) 1次調査

応募があった事業者を訪問して、第1回認定審査委員会に必要なヒアリング、写真、証書等関係資料の調査等を認定要領に沿って行うこと。なお製造拠点が区外にあり、訪問調査が困難な場合はZoom等を用いたオンラインによる調査を行うこと。

(イ) 2次調査

認定審査委員会で追加調査が必要とされた事項について、2次調査を行うこと。

ウ 再認定製品・技術調査

認定期限満了の平成21年認定企業8社、平成24年認定企業8社、平成27年認定企業5社、平成30年認定企業3社、令和3年認定企業5社に必要に応じて訪問ヒアリングを行い、初回認定時の製品・技術との相違点を調査すること。なお、その際に事業アンケート調査を合わせて実施すること。また、過去に認定要件を満たさなくなり認定取消になった企業について、認定要領の改正により再度認定要件を満たす場合は再認定の希望の有無をヒアリングし、申請に応じて再調査を行うこと。

エ 葛飾ブランド認定審査委員会の運営

認定候補製品・技術及び再認定製品・技術について、調査報告と認定審査を行う審査委員会を年度内に2回程度実施すること。

- (ア) 1次調査報告書の作成をすること。  
認定候補製品・技術は、企業概要・沿革・申請製品など、認定要領の項目に沿って1,000字程度にまとめた調査結果報告書を作成すること。
  - (イ) 2次調査報告書及び再認定製品・技術の再調査報告書の作成をすること。  
認定候補製品・技術について、認定要領に定める認定要件を判断できる事項を盛り込んだ、写真・ストーリー文章を5,000字程度にまとめた調査結果報告書を作成する。再認定製品の再調査についても再調査結果報告書を作成すること。
  - (ウ) 認定審査委員会の運営と調査結果報告をすること。
  - (エ) 認定審査委員会後5営業日以内に議事録を作成し提出すること。
  - (オ) 推進協議会で付議する新規認定製品・技術審査報告書の作成をすること。
- (3) 葛飾ブランド認定製品・技術PR冊子等制作業務
- ア 漫画家への周知活動  
新規認定企業の紹介漫画を製作する漫画家募集の周知を行い、8名程度の応募を促すこと。
  - イ 漫画家募集の設定ストーリーの作成  
PR漫画を製作する漫画家募集のための応募用の設定ストーリー(1,000字程度)あるいはプロット(300字程度)を、イメージする工業(業種)を題材として、6月中旬までに作成すること。詳細な日程は、契約締結後に決定する。
  - ウ 葛飾ブランド認定企業の取材調整  
冊子作成関係者(漫画家含む)が認定企業を取材できるように、取材者及び認定企業に取材調整を行うこと。
  - エ 葛飾ブランド認定企業の取材  
漫画家決定後、速やかに認定企業と取材日程の調整を行い、漫画家の取材に同行すること。
  - オ 葛飾ブランド認定製品・技術や企業PRのための「葛飾町工場物語」冊子の作成  
「葛飾町工場物語」冊子全体のページ構成を区担当者に提案し、台割表を作成後、協議を行うこと。冊子レイアウトデータは、ai及びInDesign、PDF形式で11月下旬までに作成し、区担当者に提出すること。詳細な日程は、本契約締結後に決定する。  
なお、本冊子の印刷費は含まないものとする。
    - (ア) 冊子レイアウトデータは、台割表に記載のある項目は全て提出すること。な

お、ページレイアウトに沿って、文字原稿（文字フォント指定）と写真データ等を提出すること。

- (イ) 別契約の本冊子印刷における校正は、ページレイアウト（文章や写真配置）の修正を行い、区担当者に提出すること。
- (ウ) 漫画原稿制作業務については、漫画家と連携・調整を行い、ストーリーの構成について、区担当者と十分打ち合わせを行い決定すること。なお、漫画家からの校正用原稿提出を受け付け、適時校正を行い、区担当者に提出すること。
- (エ) 必要に応じて「葛飾町工場物語」の応募促進のために活動報告の頁を入れること。
- (オ) 1企業の紹介につき概要約300字、本文約5,000字、写真約10点で構成し、新規認定企業数分制作・編集したデータを作成すること。また、人名、企業名等の名称は掲載許可を得たものであるか確認すること。
- (カ) 写真については、本文の内容に沿った挿絵として使用できるものを引用すること。また、製品・技術写真は、背景紙、照明、一眼レフカメラを使用して撮影した鮮明、美麗なものであること。なお、撮影した写真データについては、区にDVD等の電子媒体で提出すること。
- (キ) 漫画、文章の原稿は随時新規認定企業へ確認を行うこと。
- (ク) 全認定企業について、HPアドレスや問い合わせ先などを新しい情報に更新すること。
- (ケ) 認定状況に応じて、特集ページの企画・作成を行うこと。

#### (4) 葛飾ブランドPR支援業務

##### ア PR用展示パネルの掲示

- (ア) 葛飾ブランド新規認定製品や企業をPRするためのパネルの完全データ（B1サイズ、B2サイズ）を作成し、ai及びInDesign、PDFデータ形式で提出すること。ただし、印刷費は含まないこととする。
- (イ) 展示パネル7枚程度を区の指定した期間に、区内施設（地区センター・図書館・観光施設等の8か所程度を順に展示）に運搬し掲示すること。場所・時期は契約締結後、決定する。

##### イ 国際雑貨 EXPO 等出展における運営

ただし、出展にかかる出展小間料・設営費は本契約に含まないものとする。

- (ア) 出展計画の策定
- (イ) 出展者の募集・調整
- (ウ) 出展者説明会の開催及び運営

- (エ) 出展者説明会の資料作成を行うこと。
- (オ) 会期中の葛飾ブランドブースの運営を行うこと。
- (カ) 会期中上映する出展者の紹介動画を制作すること。
- (キ) 出展者アンケートを実施すること。
- (ク) 展示会にあたって必要な備品・配布物を手配し会場まで運搬すること。
- (ケ) 出展者アンケートを分析し、アンケート分析結果をブランド事務局内で共有すること。
- (コ) 小間設営費の予算内で実現可能な出展ブースのデザインレイアウト（装飾案・配置案）作成をすること。（3月下旬まで）

#### ウ 葛飾区主催販売会の設営及び運営

令和6年度に2回予定している販売会について設営及び運営業務を行うこと。ただし、出展に係る出展小間料は本契約に含まないものとする。

- (ア) 出店計画の策定
- (イ) 出店に必要な申請及び手配
- (ウ) 出店者の募集・調整
- (エ) 出店者説明会の開催及び運営
- (オ) 出店者説明会用の資料作成
- (カ) 会場レイアウト（装飾案・配置案）の作成
- (キ) P R用パネル（B2）、ポスター（B1）、入口の看板、動画の作成（デザイン・編集・印刷等を含む）
- (ク) ロゴマークシールや販売会P Rチラシ等、集客が図れるものを用意し出店者及び区に事前に配付すること。
- (ケ) 販売会にあたって必要な什器を手配し会場まで運び、会場設営を行うこと。
- (コ) 会場にP R動画を流すモニターとテレビスタンドを用意すること。
- (サ) 会期中上映する出展者の紹介動画を制作すること。
- (シ) 出展者アンケート及び来場者アンケートを実施すること。
- (ス) 出展者アンケートを分析し、分析結果をブランド事務局内で共有すること。また、来場者アンケートも分析し、各企業へアンケート分析結果をフィードバックすること。
- (セ) 次年度開催する販売会の場所をブランド事務局内で提案すること。

#### エ 第40回葛飾区産業フェア出展における運営

- (ア) P R用展示パネルとして展示パネルデータ(ai 及び InDesign、PDF、500mm×500mm)を新規認定者分作成すること。ただし、印刷費は含まないものとする。
- (イ) 会期中の葛飾ブランドブースの運営を行うこと。

- (ウ) 会場にPR動画を流すモニターとテレビスタンドを用意すること。
- (エ) 会期中上映する出展者の紹介動画を制作すること。

オ 町工場見本市での葛飾ブランド特設ブースの運営

- (ア) 町工場見本市の葛飾ブランド特設ブースの全体レイアウト及びパネルレイアウトを制作すること。ただし、パネル等の印刷費は含まないものとする。
- (イ) 認定企業に町工場見本市への出展を促すこと。
- (ウ) 会期中の葛飾ブランド特設ブースの運営を行うこと。

カ 認定企業PR動画制作

新規認定企業8社程度のPR動画を制作すること。なお、内容は各社1分程度の映像を作成し、各社の製品・技術の特徴が分かるようにすること。また、既存の認定企業のPR動画は、可能な限り多くの動画を制作すること。

キ 葛飾ブランド公式HP・動画チャンネル等の管理運営

- (ア) 葛飾ブランド公式HPを管理し、事業内容について随時更新すること。
- (イ) 葛飾ブランドの動画チャンネルを管理運営し、企業PR動画を配信すること。

ク 製品開発勉強会の運営

- (ア) 葛飾ブランド認定企業が自社の技術を活かした新製品を開発することに繋がる勉強会を3回程度行うこと。また、会場使用料等、運営にかかる経費は本契約に含むものとする。
- (イ) 勉強会の講師として、適切な人材を配置すること。
- (ウ) 製品開発の進行状況に応じて、適切なフォローを企業に対して行うこと。

ケ 葛飾ブランド事業PRラジオ番組の運営

葛飾ブランド認定企業をゲストに招き、ラジオ放送を活用した事業PRを行うこと。

コ まちかど産業ギャラリー紹介パネルの作成

区内公共施設（本庁舎・地区センター）にあるまちかど産業ギャラリーに展示する紹介パネル（A4版・18枚程度）の作成を行うこと。なお作成にかかる費用は本契約に含むものとする。

- (5) 葛飾ブランド認定企業への事業効果調査  
数値化による事業効果測定を行うこと。

ア 葛飾ブランド「葛飾町工場物語」事業の効果測定方法

(ア) 令和5年度認定企業5社へ1年後効果アンケート調査を行い、報告書を作成すること。

(イ) その他必要に応じて、葛飾ブランド認定企業へ事業アンケート調査及びアンケート結果の分析をおこなうこと。

(6) 葛飾ブランド認定企業交流会の運営

認定企業の交流会を年度内に1回程度企画し、当日の運営にあたること。交流会開催日時については、契約締結後決定する。

(7) 報告書の提出

年度末までに報告書を概要版とあわせて作成すること。報告書サイズはA4縦判とし、電子データファイル一式と紙ベースをそれぞれ作成すること。

ア 紙ベースによる提出は本報告書を3部、概要版は20部（推進協議会委員配布用）とする。

イ 本報告書は、葛飾ブランド事業委託業務実績等が全て書かれたものを10,000文字程度で作成すること。

ウ 概要版は、葛飾ブランド事業委託業務実績等が書かれたものを5,000文字程度で作成すること。

エ 電子データファイル一式はAdobe社のPDF形式及びword形式あるいはexcel形式により、CD-R等電子記録媒体に保存したものを提出すること。

5 情報セキュリティポリシーについて

(1) 業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 全部又は主要な部分の再委託を禁止する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(3) 必要と認めるときは業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

(4) 情報資産を葛飾区の定める目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(5) 情報資産の全部または一部を、許可なく複製してはならない。葛飾区の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を葛飾区に返還しなければならない。

(6) 情報資産の授受、運搬、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、情報資産の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。

(7) 情報資産の管理等で事故が発生したときは、すみやかに葛飾区に報告し、解決に

むけて協力しなければならない。

(8) 委託業務完了時、または葛飾区が請求したときは、その保管する情報資産を直ちに葛飾区に返還しなければならない。

(9) 葛飾区の施設内で作業する場合は、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。

## 6 自動車の利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 7 検査

業務終了後、商工振興課検査担当者の検査を受けること。

## 8 支払い

検査終了後、受注者からの請求により支払う。（一括払い）

### <担当者>

葛飾区産業観光部商工振興課 担当 鈴木

（所在地）葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか

（tel.）3838-5587 （fax.）3838-5551